

## 指定管理者議案説明資料

所管 子ども未来局子育て支援部施設運営課

施設の名称（所在地）	札幌市南区保育・子育て支援センター（小規模保育事業所）（南区真駒内幸町2丁目）
選定方法	公募

### 1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市区保育・子育て支援センター条例
(2) 設置目的	区における子育て支援の中心的役割を担う
(3) 施設の事業内容	小規模保育事業A型及び時間外保育事業
(4) 現在の指定管理者等	社会福祉法人札幌全育会
(5) 指定管理費	0円 ※利用料金制度

### 2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	合同会社むすびや
所 在 地	札幌市北区拓北8条3丁目4番20号
代 表 者 名	代表社員 棚橋 亮仁
設立年月日	令和元年5月21日
設立目的	保育所等の経営等を行うことを目的とする。
資本金	6,000千円
職 員 数	8人（令和5年11月1日現在） ※嘱託職員、臨時職員等を除く。
事 業 概 要 (令和4年度)	小規模保育事業所の運営 (まんまる保育園（清田区）及び澄川まんまる保育園（南区）)
決 算 (令和4年度)	売上高 116,049,795円 販売費および一般管理費 106,749,536円

### 3 指定期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

### 4 選定結果

別紙のとおり

## 5 事業計画

項目	事業内容
施設の維持及び管理	以下の事業に係る施設の維持及び管理
小規模保育事業	札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）第138条の23第8号に規定する小規模保育事業A型
時間外保育事業	子ども・子育て支援法第59条第2号に規定する時間外保育に係る事業
上記に付随する事業	その他施設の設置目的を達成するために必要な事業

## 6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
施設総収入	49,683	49,683	49,683	49,683	49,683	248,415
指定管理業務に係る収入	49,683	49,683	49,683	49,683	49,683	248,415
利用料金 (保育事業収入)	49,335	49,335	49,335	49,335	49,335	246,675
その他の収入	348	348	348	348	348	1,740
自主事業等収入 (うち指定管理業務充当分)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)
施設総支出	44,075	44,075	44,075	44,075	44,075	220,375
指定管理業務に係る支出	44,075	44,075	44,075	44,075	44,075	220,375
自主事業等支出	0	0	0	0	0	0
収支の差額	5,608	5,608	5,608	5,608	5,608	28,040

※ 保育事業収入に含まれる公定価格の額は、子ども家庭庁が定めた基準により、入所者数の増減等を踏まえて本市が各月ごとに算定し、支払うものであり、収支計画の額と本市の実際の支払額は必ずしも一致するものではない。また、公定価格の額の増減に伴い、支出額が大きく変動する可能性がある。

## 別紙

### 札幌市南区保育・子育て支援センターの指定管理者の選定結果について

#### 1 選定委員会開催経過

第1回 令和5年7月26日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和5年10月25日 書類審査、面接、選定

#### 2 選定委員会委員

委員6名（市職員1人、外部委員5人）

委員長 品川 ひろみ 札幌国際大学教授

委員 田端 綾子 弁護士

委員 中村 正人 札幌市社会福祉協議会事務局次長

委員 折原 博樹 公認会計士

委員 佐藤 正道 社会保険労務士

委員 渡邊 昌輝 子ども未来局支援制度担当部長

#### 3 応募団体

3団体（民間事業者3団体）

団体名（届出順）

株式会社くりの木

社会福祉法人まこと鳴滝会

合同会社むすびや

#### 4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体 合同会社むすびや 代表社員 棚橋 亮仁

札幌市北区拓北8条3丁目4番20号

(2) 選定の理由

合同会社むすびやは、清田区及び南区において小規模保育事業所を運営しており、札幌市南区保育・子育て支援センターにおいて行う小規模保育事業等の利用者である3歳未満の子どもに対する保育の質について、非常に高い水準となることが期待できる団体として評価された。

また、小規模保育事業等において求められる連携施設（札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）第138条の26に規定する連携施設をいう。）について、社会福祉法人札幌全育会が設置経営する認可保育所等を予定しているが、当該認可保育所は同センターから最短距離にある認可保育所であることから、同センターにおける小規模保育事業等の利用者が3歳に到達し、同センターを卒園した後の受入先として望ましい。

以上の点から、合同会社むすびやは、同センターの選定基準に照らし、最も高い評価を得て、指定管理者の候補者として選定された。

(3) 評価結果

選定基準	基礎配点	候補者	(株)くりの木	(社福)まこと鳴滝会
①平等利用の確保	10点	7.66点	6.33点	7.33点
②施設の効用発揮	90点	66.93点	48.62点	62.28点
③安定経営能力	70点	52.41点	43.85点	54.28点
④管理費用の縮減	20点	12.99点	9.98点	13.98点
⑤その他	10点	8.66点	7.65点	7.98点
合計	200点	148.65点	116.43点	145.85点
得点率	—	74.33%	58.22%	72.93%

